

# 後北条氏展

—郷土資料室第83回展示—

子細に公儀に之所申上之旨候一  
 之為退擬主封不儀象改二封願六  
 夜之取封人中上公相立詞三様勤取電  
 一之条裁奪段有然非封不戸兵教  
 此以心前以中不後出右回封之取造  
 之物百姓様活此より之之之申上旨  
 之作事之通の如件

天正年六月九日

平定次

上野守

康徳

(牛込家文書・鳩ヶ谷市)

主催

埼玉会館・埼玉県立文書館

### 1. 後北条氏5代と武蔵国への侵攻

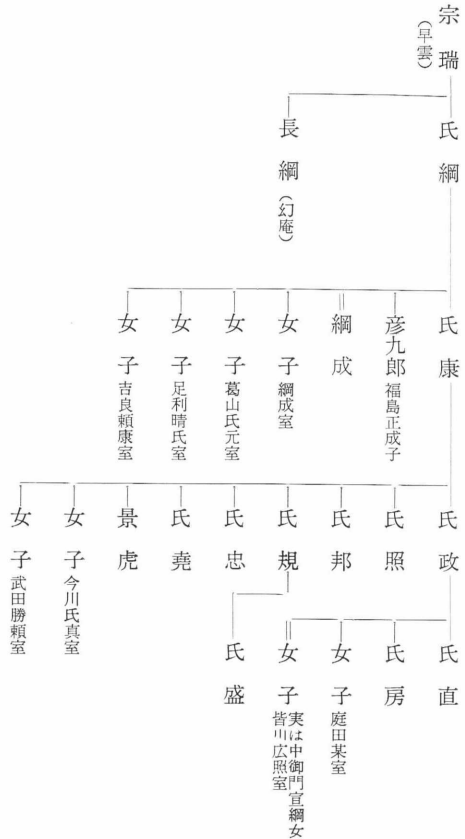
後北条氏は、初代早雲が延徳3年(1491)伊豆の堀越公方茶々丸を倒し戦国大名として出発した。その後、明応4年(1495)には小田原城を奪取し、以後氏綱、氏康、氏政、氏直の5代100年にわたって、関東の雄として覇権をとらえた。

後北条氏の武蔵国侵攻は、大永4年(1524)ころから本格化し、その後もことあるごとに、川越、松山などに攻め入り各地で戦闘をくり返した。なかでも天文15年(1546)4月、北条氏康が、古河公方を擁立した扇谷、山内両上杉氏の8万といわれる大軍に包囲された川越城を、わずかに8千の兵をもって急襲しこれを撃退した合戦は、川越夜戦として史上有名である。さらに天文21年(1552)には上州平井城に拠った関東管領上杉憲政を越後に追放し、ここに武蔵国支配の基礎を固めた。

この間、武蔵国内で頑強に後北条氏と抗争していた岩付城主太田資正も、永禄7年(1564)には城を追われ、下野の宇都宮氏や常陸の佐竹氏を頼り、外部から後北条氏の侵攻を牽制するにとどまった。

武力によって武蔵国を掌中に収めた後北条氏にとって次の課題は、征服地の在地土豪の掌握と隣接諸大名との戦いであった。前者は領国内に支城体制を確立することで克服し、後者については、上杉、武田両氏とめまぐるしい外交戦、白兵戦をくりひろげた。越後の上杉謙信は度々関東に攻め入り、永禄4年(1561)には鶴岡八幡宮において関東管領に就任した。また武田信玄も永禄12年(1569)

後北条氏系図



元龜2年(1571)などに武蔵国内に侵攻したが、いずれも短期間の戦闘におわった。

こうした内外の諸勢力との抗争の過程で、後北条氏の武蔵国支配の体制は着々と整えられ、「侵攻」から「領国経営」へと発展していった。



北条早雲像



北条氏綱像

## 2. 支城体制の確立

後北条氏の武蔵国支配のあり方は、小田原を中心に、一族を領国内の要地の支城主に配し、本城と支城とを緊密な関係においたことにある。各支城主は、本城に対してある程度の独自性を有し、おのおのの分国経営にあたった。

本県関係では、氏康の次男氏照が天文末年から永禄初年(1554~58)の頃、滝山城(八王子市)に拠り、多摩地方及び入間郡西部・高麗郡の在地豪族と提携しながら、上杉、武田などの戦国大名とも対峙し、天正2年(1574)には武蔵東部の元栗橋付近にも勢力を拡大している。氏照が滝山城時代に発給した印判状には、象の形を郭内にとじ込め、印文は「如意成就」とある。「意の如くに何事も成し就げてやろう」という氏照の強い意志がよくあらわれている。

一方氏康の3男氏邦は、武蔵北部の豪族藤田氏の養子となり、はじめ藤田氏の天神山城(長瀬町)に居を構え、のち城鉢形に移って大里、幡羅、児玉、秩父諸郡を支配し、上州進出の拠点となった。氏邦の発給した印判状には「翁邦挹福」の4文字が彫られ、「邦をあつめて福をつかむ」とい

う政治理念が示されている。分国内の諸産業の発展にも著しいものがあり、その中心となったのが城下町鉢形であった。

最後まで後北条の武蔵侵攻に抵抗した岩付城の太田資正も、子息氏資により城を奪われその氏資も永禄10年(1567)には戦死してしまった。この後岩付城は後北条氏の直接支配下にはいっただが、天正年間になると氏政の次男太田氏房が支配することになった。

こうして次々と旧在地勢力を解体し一族のものがそれにとってかわる過程で、忍城の成田氏や松山城の上田氏なども服属し、永禄末年には、現在の埼玉県域はほぼ後北条氏の支配下にはいつてしまった。



鉢形城絵図

新田 実氏蔵

## 3. 村落と農民

戦国時代の農村は、それまでの荘園制が崩れた後、地理的条件(地縁)によって結ばれた村落共同体として郷村が生れた。

郷村内部では、家父長制的な大規模農業経営

を行う有力な農民があり、そのもとで「地下人・小百姓」と呼ばれる人々が耕作していた。そして有力農民の中には、村落全体についても支配的権力をもつ者がおり土豪・郷侍などと言われていた。

土豪層は戦国大名の軍事力の一翼を担って戦

場を走り廻ったが、一方では年貢收取体制の末端としても存在していた。年貢は彼ら土豪層・百姓中に宛てられた。戦国大名は年貢増徴をはかっていくが、これに対し郷村ではさまざまな抵抗をしていくのである。戦国時代は年貢未進が広汎に存在していた。それは農業生産力の向上に伴ない、それを取り込もうとする領主と土豪層を中心とする郷村の対立であった。

たとえば道祖土家文書中の検地書出では、検地により増加した高の内より「永代御赦免」として拾四貫文が土豪層に対する政治的妥協として免除されている。また、牛込家文書中の北条氏裁許印判状によれば、百姓中が血判をもって団結し領主の非分を訴え出ている。

さらに直接的な実力行使としては、逃散という手段もあった。逃散は農繁期をねらって行われることが多く、領主にとっては年貢收取不能という打撃を受けるため、領主はこれら逃散農民を帰村させるのに躍起となっていた。始めは

帰村すれば未進分を免除するなどゆるやかな処置をとっていたが、しだいに強圧的にこれを取り締っていった。元亀4年(1573)の氏邦印判状では三日中に帰らねば処罰するという強い姿勢でこれを取り締っている。前述の牛込家文書の裁許印判状でも筆頭の一人を死罪に処し他の者は帰村して農業をせよと土地への拘束をおしつけている。

一方後北条氏側でも、農業生産の増大をめざし、各地で新田開発の奨励や、堤堰普請など河川の整備を積極的に実施していた。

戦国末期に至ると、郷村内部にも変容が見られた。有力農民に隷属していた「地下人・小百姓」層が有力農民と対立してくる。彼らは、欠落という手段を行使したりしてこれと対立し自立化する動きを見せ始めた。そして太閤検地により土豪の作合い(中間搾取)は否定され、小農民の自立化を進めた。このように近世へ移行する段階で、郷村は内外両面から崩壊していった。

#### 4. 家臣団の編成と軍役

常に臨戦体制にあった戦国大名にとって、家臣団編成の問題は最大の関心事であった。民政に意を注いだとされる後北条氏においても、その終極的な目的は、いかにして確実に軍事力を維持するかにあったことはいうまでもない。

後北条氏領国全体の家臣団構成を知るには、永禄2年(1559)に作成された『小田原衆所領役帳』が便利である。この段階では滝山、鉢形などについての記載がなく、また岩付、忍なども他国衆として扱われ武蔵国における在地家臣団の掌握は十分ではないが、後北条氏が統一的高基準により、軍事力を徴集しようとしていた状況はよくわかる。

その後、元亀・天正期になると滝山城の氏照

に属した清戸三番衆や、岩付太田氏の被官道祖土氏、そして鉢形城の氏邦の軍事力であった秩父衆、荒川衆、小前田衆などの存在とその構成が文書のうえからもうかがえる。

こうした土豪集団の構造は、專業武士化した有力な寄親を中心に、半農半武士の在地土豪層



陣羽織 伊沢昭二氏蔵

が寄子として従い「衆」という軍事組織をつくって各城主の指揮下であった。城主たちは、これらの軍事力を自らの掌中に収めるため知行地を宛行い、それに応じて軍役を課した。その種類は旗、鎗、弓、鉄砲などを持つ歩兵や鎧冑に身を固めた馬上衆など多様であったが、普通歩兵は知行貫高7～10貫文に対し1人の割合で負担

させられた。これらの「衆」の人員や武具の点検が度々行われたことも、道祖土家文書や逸見家文書によってうかがえる。

このような常備軍のほかに、天正15年(1587)豊臣秀吉の来攻に備え、後北条氏領国内に、一般の農民・町人を対象とした一種の徴兵令が出されたこともあった。

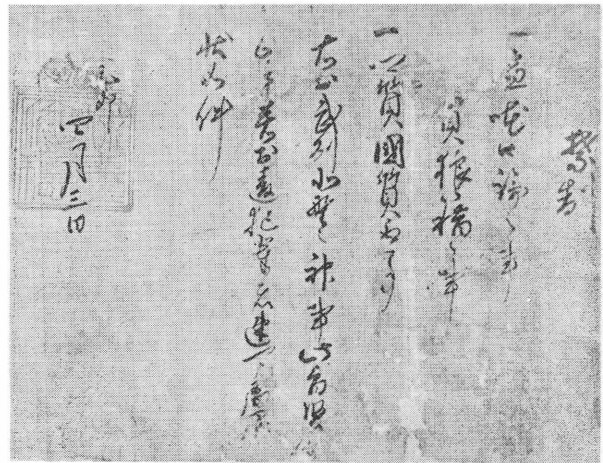
## 5. 寺社の保護と信仰

古代律令制社会以来、時の権力者は常に大寺社を保護・信仰してきた。このような傾向は戦国時代にも持続され、旧来の有力寺社はもとより、あらたに高僧を招いて寺院を建立することも盛んに行われた。

後北条氏においても、新領土を獲得するとその土地の大寺社に境内地の保護を命じた禁制や旧領安堵状などを発していった。

この期の仏教界におけるもっとも特徴的な動きは禅宗の発展であった。特に曹洞宗は、地方豪族層に多くの帰依者を得、藤田氏・北条氏邦の正龍寺(寄居町)、成田氏の龍淵寺(熊谷市)などが著名である。また松山城主の上田氏は日蓮宗を深く信仰し、浄蓮寺(東秩父村)をはじめ松山周辺に多くの遺品を残している。

一方、この戦国時代に特異な発展を示したものに修験道があった。修験道は、本来素朴な山岳信仰から発展したものであるが、密教と結びつき発展し、特に関東地方においては文明18年(1486)聖護院門跡道興の廻国以来本山派の教団形成が進み、それが後北条氏の軍事諜報組織



北条氏禁制

北野天神社蔵

の一翼を担うこともあった。北条氏照との関係を有した篠井観音堂(狭山市)をはじめ、氏邦治下の越生山本坊(毛呂山町)、宝積坊(美里村)などがあり、また小田原の玉滝坊とともに関東の本山派修験を牛耳った幸手不動院(春日部市)も絶大な勢力をもっていた。

神社においても、氷川女体神社(浦和市)や鷲宮神社(鷲宮町)、北野天神社(所沢市)など、旧来の大社が後北条氏のもとでも引き続き信仰され厚く保護されたことが残された文書からもうかがうことができる。

## 6. 産業と文化の発展

戦国の世は、一面では産業の発展をもたらし、領国経済という枠のなかではあるがいきい

きとした経済活動が展開された。

後北条氏領国内には六斎市と呼ばれる定期市が各地に開かれ商品流通の拠点とされた。これらの定期市はそれぞれの地方の中心地を単位に

まとまりをもち、その中では毎日どこかで市立てがあるような構造となっていた。領主側はこうした市に対し、諸役免除などの特典を与え保護を加える一方、各種の禁制、制札を発し自らの統制下におこうとした。特に城下町の場合は、松山町の例にみられるように領主が直接介入し、荷留などの強硬手段を用いていたことが知られる。このことは逆にいえば、当時の商業活動が領主の統制をふみこえて発展する勢いを示していたことをものがたるものであろう。

さてこれらの市で売買された商品は、各種の農産物、手工業品であったが、秩父地方では炭、綿、紙などの特産品が産出されていたことが各種の文書からうかがえる。

工業の面では、日常農耕用具のほか、軍事産業としての面が強く、入間郡柏原地方の鑄鍛

冶、児玉郡金屋地方の鑄物師、比企郡番匠地方の大工などが記録に残されている。これら職人衆の生産活動の実態については、近世初頭に描かれた川越市喜多院蔵の「職人尽絵」からもしのぶことができる。

一方、交通の面では、各支城や軍事、産業上の重要地を結ぶ伝馬制度がつくられ、要所には宿駅も設けられていた。この伝馬制度を利用できたのは公用の旅行者に限られてはいたが、鑄物師や修験僧などにも伝馬手形が発行され、彼らの特殊技能が領主から高く評価されていたことが知られる。

文化の面では、泰平の世にみられる絢爛さはないが、小田原を中心に各種の武具、調度品などにすぐれたものが残されており、忍城主の成田氏長のように連歌を嗜む戦国武将も多かった。

## 7. 小田原城の落城と後北条氏

天正15年(1587)5月九州平定をおえた豊臣秀吉は、全国制覇の途上に残された地としての東国に眼を向けはじめた。秀吉はすぐに軍事行動をとらず、とりあえず小田原城主氏直を上洛させ臣従の札をとらせようとした。しかし、後北条氏側は使者を派遣するのみで一向交渉はまともならず、徐々に情勢は武力衝突へと向かいつつあった。

この間後北条氏領国内では、農兵の徴集、兵糧米の貯蓄、城郭の普請などあわただしく臨戦体制を整える一方、西隣の徳川家康と手を結び背後の憂いを断ち、積極的に上州方面への進出を企てていた。そのことにより上州沼田城をめぐる信濃の真田氏と紛争をおこし、いったんは秀吉・家康のとりなしにより和解が成立したものの、天正17年(1589)10月城代猪俣範直がさきの和解条件に違背し、名胡桃城を奪取したため、秀吉は激怒し翌11月24日、後北条氏に対して宣戦を布告した。これに対し、小田原城内では籠城か出撃かをめぐってさまざまな議論があ

ったが、結局籠城して秀吉の大軍を迎撃することとなった。

天正18年2月頃から、東征軍は二手にわかれ小田原城をめざして進軍した。徳川家康を先鋒とした本隊は東海道をとり、3月28日には箱根の要害山中城を陥した。そして小田原近郊の石垣山に「一夜城」といわれる城をつくり小田原城を遠巻きに包囲してしまった。一方前田利家、上杉景勝らのひきいる軍勢は、信濃国から上州をとおり武蔵国内に侵攻してきた。本県内の支城はこの軍勢と激戦をくり返したが、5月22日に岩付城が、6月14日に鉢形城が、同23日に八王子城が次々と攻め陥されてしまった。7月にはさしもの小田原城もついに開城され、ここに後北条氏100年の歴史は幕をとじることになった。領内の各地には秀吉や配下の武将により禁制が発せられ、新たな統治者の到来を告げた。そして翌月には徳川家康が関東へ入国し、武装した在地土豪に帰農を命じ、また各地で検地が行われ、近世封建社会への施策が次々と実施されていったのである。

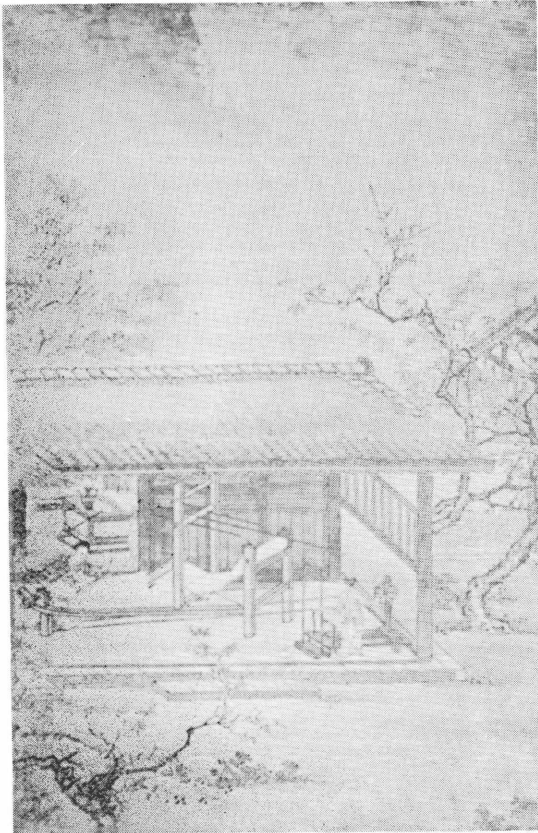




五十二間総覆輪筋兜鉢 芳賀実成氏蔵



四十二間銀象嵌兜鉢 芳賀実成氏蔵



紙本淡彩 機婦図 二幅



早雲寺蔵





番号	名称	指定	所蔵(有)者	所在地	番号	名称	指定
1	北条五代と武蔵国への侵攻 北条氏綱制札 大永4年8月26日	市	氷川女体神社	(浦和市)	39	北条氏邦印判状 戊(天正2年)3月20日	県
2	上杉憲政安堵状 (天文15年)4月27日		埼玉県立文書館	(浦和市)	40	北条氏邦印判状 丑(天正5年)8月20日	県
3	上杉憲政書状 天文16年丁未12月14日		埼玉県立文書館	(浦和市)	41	北条氏政印判状 辛己(天正9年)7月8日	県
4	梶原政景書状 5月18日		埼玉県立文書館	(浦和市)	42	北条氏邦印判状 午(天正10年)2月25日	県
5	北条幻庵覚書	県	立木望隆氏	(小田原市)	43	太田氏房印判状(影写本) 丁亥(天正15年)8月7日	市
6	大般若波羅蜜多經		氷川女体神社	(浦和市)	44	北条氏邦感状 (天正16年)9月11日	市
7	北条早雲画像(紙本淡彩、複製)		神奈川県立博物館	(横浜市)	45	北条氏印判状 己丑(天正17年)8月5日	市
8	北条早雲画像(複製)		神奈川県立小田原高等学校	(小田原市)	46	北条氏印判状 己丑(天正17年)12月14日	市
9	北条早雲画像下図		北条 尚氏	(杉並区)	47	小田原役帖	市
10	北条氏綱画像(複製)		神奈川県立博物館	(大宮市)	48	小田原北条氏分限帳	市
11	北条氏綱画像(複製)		神奈川県立小田原高等学校	(小田原市)	49	成田氏系図	市
12	北条氏康画像(絹本着色複製)		神奈川県立博物館	(横浜市)	50	武蔵忍成田氏譜代侍帳 葦山城図	市
13	北条氏康画像(土佐光起筆)		早雲寺	(箱根町)	51	小田原町図(貞享2年)	市
14	北条氏康画像(複製)		神奈川県立小田原高等学校	(小田原市)	52	北条武田三増合戦対陣之図	市
15	北条氏康画像下図		北条 尚氏	(杉並区)	53	北条五代記(万治2年)	市
16	北条氏政画像(土佐光起筆)		早雲寺	(箱根町)	54	小田原北条記(寛文13年)	市
17	北条氏直画像(土佐光起筆)		早雲寺	(箱根町)	55	四十二間銀象嵌兜鉢(伝・北条氏照所用)	市
18	北条氏康像(版画・大日本名将鑑)		飯島徳蔵氏	(鳩ヶ谷市)	56	五十二間総覆輪筋兜鉢(伝・北条氏康所用)	市
19	支城体制の確立 北条氏印判状(影写本) 酉12月3日	市	埼玉県立文書館	(浦和市)	57	十二間筋兜(北条氏康所用)	市
20	鉢形城絵図		新田 実氏	(寄居町)	58	三十二間筋兜(北条氏邦奉納)	市
21	忍城絵図(天正年間)		福田雅年氏	(行田市)	59	小田原鉢(兜)	市
22	武州松山城絵図		城郭資料館	(板橋区)	60	五枚胴具足	市
23	江尻城絵図		斎藤直樹氏	(板橋区)	61	三ツ鱗紋胴丸	市
24	上野国館林之城		斎藤直樹氏	(板橋区)	62	北条新三郎氏信所用甲冑	市
25	八王子城本丸出土品		東京都武蔵野郷土館	(小金井市)	63	三ツ鱗紋陣幕	市
26	八王子城出土品		八王子市教育委員会	(八王子市)	64	旗差物(三ツ鱗紋)	市
27	高松城跡出土品		高松城跡遺跡総合調査会	(皆野町)	65	旗差物(あら波九鬼水軍)	市
28	高松城跡模型		埼玉県立博物館	(大宮市)	66	旗(小田原合戦時)	市
29	村落と農民 北条氏照印判状 卯(永禄10年)9月17日	市	北野天神社	(所沢市)	67	陣羽織(三ツ鱗紋)	市
30	北条氏邦印判状 庚午(元亀元年)極月11日		長谷部正富氏	(花園村)	68	陣羽織(六柏葉紋赤羅紗・小島信貞所用)	市
31	北条氏邦印判状(写真) (元亀4年)3月20日		埼玉県立文書館	(浦和市)	69	鎧(北条氏信所用)	市
32	北条氏檢地書出(影写本) 戊寅(天正6年)卯月7日		埼玉県立文書館	(浦和市)	70	刀(藤田康邦所用)	市
33	北条家裁許印判状 卯己(天正7年)6月20日		牛込久治氏	(鳩ヶ谷市)	71	短刀(北条幻庵所用)	市
34	北条氏印判状 庚辰(天正8年)3月15日		明星院	(桶川市)	72	神石と刀(銘下原照鍛冶重)	市
35	太田氏房印判状 甲申(天正12年)2月8日	県	道祖土武氏	(川島町)	73	槍	市
36	北条氏邦掟書(影写本) 戊(天正14年)3月15日		埼玉県立文書館	(浦和市)	74	槍	市
37	太田氏房印判状 亥(天正15年)5月24日		与野市史編纂室	(与野市)	75	野太刀(拵)	市
38	家臣団の編成と軍役 北条氏邦印判状 辛未(元亀2年)5月16日		長谷部正富氏	(花園村)	76	長刀	市
					77	火縄銃	市
					78	寺社の保護と信仰	市
					79	北条氏禁制 乙卯(弘治元年)4月3日	市
					80	北条氏印判状 元亀3年壬申閏正月5日	市
					81	北条氏印判状 元亀3年10月21日	市
					82	北条氏裁許状 天正2年甲戌9月10日	市
					83	北条氏政判物 天正8年庚辰正月19日	市

所蔵(有)者	所在地	番号	名称	指定	所蔵(有)者	所在地
逸見正夫氏	(浦和市)	84	太田氏房寄進状 天正14年11月29日	県	法華寺	(岩槻市)
持田英孝氏	(花園村)	85	太田氏房判物 天正15年丁亥10月15日	県	清河寺	(大宮市)
道祖土武氏	(川島町)	86	北条氏邦印判状(写真) 己丑(天正17年)卯月5日			
彦久保基正氏	(吉田町)	87	北条氏高札		永福寺	(東松山市)
埼玉県立文書館	(浦和市)	88	曼陀羅(天文19年)		妙賢寺	(東松山市)
北爪 正氏	(熊谷市)	89	鰐口	村	浄蓮寺	(東秩父村)
北爪 正氏	(熊谷市)	90	紵糸斗帳	村	歓喜院	(妻沼町)
北爪 正氏	(熊谷市)	91	十二神将像	村	法養寺薬師堂	(両神村)
北爪 正氏	(熊谷市)	92	扉一組(雷電神社本殿)	村	上之村神社	(熊谷市)
早雲寺	(箱根町)	93	棟札(天文18年、天正16年)	市	我野神社	(飯能市)
神奈川県立文化資料館	(横浜市)	94	魚形祭具		椋神社	(吉田町)
龍淵寺	(熊谷市)	95	五輪塔(白石城出土)		埼玉県遺跡調査会	(浦和市)
福田雅年氏	(行田市)	96	銅鈴(大永5年9月吉日)	市	龍淵寺	(熊谷市)
中野敬次郎氏	(小田原市)	97	産業と文化の発展 北条氏邦印判状 永禄7年甲子6月18日	市	斎藤古寿氏	(秩父市)
中野敬次郎氏	(小田原市)	98	北条氏雅印判状 丑(永禄8年)卯月28日	市	新井巳代二氏	(入間市)
神奈川県立文化資料館	(横浜市)	99	北条氏邦印判状 丑(永禄8年)正月7日		天徳寺	(吉田町)
神奈川県立文化資料館	(横浜市)	100	北条氏邦印判状 戊辰(永禄11年)12月6日		斎藤古寿氏	(秩父市)
芳賀実成氏	(品川区)	101	北条氏邦感状 元亀2年辛未卯月7日		高岸五郎氏	(吉田町)
芳賀実成氏	(品川区)	102	上田長則印判状 天正6年極月 日		正木益一氏	(都幾川村)
伊沢昭二氏	(狭山市)	103	北条氏照印判状 天正7年己卯6月6日	市	新井巳代二氏	(入間市)
椋神社	(吉田町)	104	北条氏邦印判状 辰(天正8年)12月朔日		長谷部正富氏	(花園村)
岡崎啓氏	(千葉県)	105	上田長則印判状(写真) 午(天正10年)8月16日			
彦久保基正氏	(吉田町)	106	浅野長吉禁制 天正18年7月 日		埼玉県立文書館(旧浦和宿本陣文書)	(浦和市)
伊沢昭二氏	(狭山市)	107	北条氏伝馬手形(写真) 戊3月20日			
北条照信氏	(清水市)	108	機織図(紙本淡彩)		早雲寺	(箱根町)
宝仙寺	(中野区)	109	鉄 鉢		神奈川県立博物館	(横浜市)
神奈川県立博物館	(横浜市)	110	鉄 鉢(北条氏長寄進)		小田原城天守閣	(小田原市)
伊沢昭二氏	(狭山市)	111	織物張文台及硯箱(模造)		神奈川県立博物館	(横浜市)
芳賀実成氏	(品川区)	112	茶 器		正龍寺	(寄居町)
神奈川県立博物館	(横浜市)	113	芹椀(飯椀)		早雲寺	(箱根町)
伊沢昭二氏	(狭山市)	114	内耳土鍋		埼玉県遺跡調査会	(浦和市)
北条照信氏	(清水市)	116	天明茶釜		長瀬総合博物館	(長瀬町)
正龍寺	(寄居町)	117	小田原城の落城と後北条氏 上田憲定印判状(写真) 寅(天正18年)3月11日			
小田原城天守閣	(小田原市)	119	織田信雄書状 (天正18年)5月22日		埼玉県立文書館	(浦和市)
新井巳代二氏	(入間市)	120	浅野長吉書状 (天正18年)6月1日		大島隆三氏	(北本市)
新井巳代二氏	(入間市)	121	木村一・前田利長連署書状 (天正18年)6月24日	市	栗原富治氏	(入間市)
土井輝生氏	(狭山市)	122	木村一書状 (天正18年)6月27日	市	栗原富治氏	(入間市)
土井輝生氏	(狭山市)	123	豊臣秀吉禁制 天正18年7月 日		牛込久治氏	(鳩ヶ谷市)
土井輝生氏	(狭山市)	124	豊臣秀吉宣戦布告状(複製) 天正17年11月24日		小田原市郷土文化館	(小田原市)
埼玉県立博物館	(大宮市)	125	紙位牌(鉢形北条氏二百五十回忌)		正龍寺	(寄居町)
北野天神社	(所沢市)	126	鉢形北条家臣分限帳		正龍寺	(寄居町)
明星院	(桶川市)	127	帳名録		正龍寺	(寄居町)
氷川女体神社	(浦和市)					
明星院	(桶川市)					
埼玉県立文書館	(浦和市)					

会期中一部展示替えいたします。

展示協力者 杉山博氏 萩原龍夫氏 坂本才一郎氏 新倉善之氏 木村博氏 大田区史編さん室

西 曆	和 曆	事 項
1491	延徳3	この年伊勢宗瑞（北条早雲）堀越公方茶々丸を滅し、伊豆韮山に移る。
1495	明応4	9・宗瑞、大森氏をおい小田原に移る。
1518	永正15	10・虎印判状初見（伊豆大川文書）
1519	〃 16	8・宗瑞、韮山城で没し、子氏綱が嗣ぐ。
1522	大永2	9・北条の名字を称した史料初見（寒川神社棟札）
1524	〃 4	1・北条氏綱江戸城に侵入。このころより本格的に武蔵征圧を始める。8・三室之郷（浦和市）に制札を出す。
1525	〃 5	2・氏綱、太田資頼を岩付城よりおう。
1531	享禄4	7・古河公方足利政氏没す。太田資頼、岩付城を回復する。
1535	天文4	8・氏綱、扇谷朝興を河越城に攻める。
1538	〃 7	2・氏綱、下総葛西城を陥す。次いで太田資正を岩付城に攻める。
1541	〃 10	7・氏綱没す。子氏康が嗣ぐ。
1546	〃 15	4・氏康、河越城を救い朝定を敗死さす。（河越夜戦）扇谷上杉家断絶。
1552	〃 21	4・氏康、上野平井城を攻める。山内憲政、平井城を出奔、越後長尾景虎を頼り家名と管領職を譲る。
1554	〃 23	10・氏康、古河城を攻め、足利晴氏を捕える。北条氏の血縁義氏が相続。
1559	永禄2	2・小田原衆所領役帳成る。
1561	〃 4	3・景虎、小田原城を囲む。閏3・景虎関東管領に就任し、政虎（謙信）と名のる。この時、忍の成田長泰と謙信対立。
1562	〃 5	11・武田信玄、北条氏康、武蔵・上野の謙信属城を攻める。
1563	〃 6	2・信玄、氏康ら松山城をおとす。
1564	〃 7	1・氏康、氏政父子、下総国府台に里見・太田の連合軍を破る。7・岩付城主太田氏資、北条氏に内通し、父資正（三楽斎）をおう。6・はじめて北条氏邦印判状を出す。（斎藤家文書）
1565	〃 8	6・謙信、里見義弘・太田資正に命じ、武蔵に出陣させる。
1566	〃 9	8・忍城主成田長泰、子氏長に家督を譲る。
1569	〃 12	1・氏康、謙信と和議。7・氏邦、秩父で信玄と戦う。9・信玄、鉢形城を攻める。
1571	元亀2	10・氏康没す。12・氏政、謙信と絶ち、信玄と和す。
1573	天正元	4・信玄没す。
1574	〃 2	9・謙信、深谷城を攻める。12・築田氏、氏照に関宿城をおわれる。北条氏、武蔵東部に対する支配権を確立。
1578	〃 6	3・関東管領上杉謙信没す。
1582	〃 10	3・織田信長、武田勝頼を天目山に滅ぼす。6・氏邦、滝川一益と金久保で戦う。
1583	〃 11	8・家康の娘、氏直夫人となる。
1587	〃 15	10・太田氏房、岩付城を修築する。
1588	〃 16	8・氏直、氏規を上洛させ秀吉と和議をはかる。
1589	〃 17	10・氏邦、宇都宮国綱を攻める。猪俣範直、名胡桃城攻撃。11・秀吉、北条氏討伐を布告する。
1590	〃 18	1・北条一門軍議を開く。4・松山城陥る。5・岩付城陥る。6・鉢形、八王子城陥る。7・小田原開城。

# 「後北条氏展」出品文書 解説

## 一、北条氏綱制札 (目録番号1)

制札 三室之郷

右於此在所、軍勢甲乙人等濫妨狼藉之事、堅停止之旨、至手違犯輩者、可処罪科状、如件、

大永四年八月廿六日

(北條氏綱)  
(花押)

本県関係でもっとも古い後北条氏の文書。後北条氏第二代氏綱が、三室之郷(現浦和市)の治安維持を約束したものの。このころ氏綱は江戸城、毛呂城、岩付城など県内にさかんに出兵していた。

(浦和市 氷川女体神社蔵)

## 二、上杉憲政安堵状 (2)

返々みやうたいの事  
まかせをき候

こんと、かわこえ(川越)におみて、をや(親)かうつけのかみうちしに(討死)、ちうしん(忠心)のいたり候、しからは、おふなこ(女子)の事に候とも、みやうたい(名代)しき(職)の事、あいはからはるへく候、こゝもとりしつめ(取鎮め)

ちうしやう(忠賞)あてをこなふへく候

(天文十五年)

あなかしく

四月廿七日

のり政(花押)

あかほりかうつけ、むすめのかたへ

天文十五年四月の「川越夜戦」の時、上杉方の武将赤堀上野守の娘にあてられた関東管領上杉憲政の自筆安堵状。父上野守は討死したが、その所領は娘に相続が許されたことがわかる。女性にあてられた流麗なかな書の文書である。

(埼玉県立文書館蔵)

## 三、上杉憲当書状 (3)

平柳藏人佑事、有指南度之由、得其意候、猶以於其地走廻簡要候、委曲高山図書助可申越候、恐々謹言、

(一脱カ)

(押紙) 「元禄十<sub>寅</sub>百五十二」

天文十六年丁未

十二月十四日 憲当(花押)

三戸四郎殿

この年十二月、北条氏康は反後北条氏の拠点で、太田資正のよる岩付城を攻撃した。文書の差出人「憲当」は関東管領上杉

憲政のことと考えられ、受取人三戸四郎はその有力な家臣であつた。文意は川口地方の土豪平柳藏人佑ひらやなぎくろうのすけを三戸四郎の寄子よりことして上杉勢に加えることを許したものである。後北条氏の侵攻に対する上杉方の軍事編成の形態を具体的に窺える貴重な史料である。

(埼玉県立文書館蔵 三戸友子氏寄贈)

#### 四、梶原政景書状 (4)

猶々涯分可懇切之条、心安可有覚悟候、以上、

就一義落着者、吉田・河目同前ニかん忍分可出候、岩付

本意上、万疋之地可相任候、猶可抽走廻者也、

五月十八日

政景(花押)

古尾谷隼人佐殿

永禄七年、岩付城を追われた太田資正は息子梶原政景と共に後北条氏に対抗し城の奪回を画策していた。この書状は永禄十年頃政景が、川越地方の豪族古尾谷隼人佐ふるおやはらのすけに対して、もし合戦に勝利をうるならば、一万疋二百貫文の地を与えることを約束したものである。しかし太田氏による岩付城奪回はならず、結局この約束は空手形となつてしまつたものと思はれる。

(埼玉県立文書館蔵 三戸友子氏寄贈)

#### 五、北条氏印判状 (影写本) (19)

至于当地進築間、高松城早く可相渡候、為其令推印判者也、仍如件、

酉 (禄寿応穩)

十二月三日

高松

城衆中

高松城にかかわる貴重な文書。文意は年号もわからず読みとりにくい、ある年高松城で合戦があり籠城していた兵に對し、城を明け渡して出てくるよう命じたものか。

(原本 浦和市 逸見正夫氏蔵)

#### 六、北条氏照印判状 (29)

宮寺郷志村分、卯歳御檢知之上、改而被定置

御年貢之辻、

五拾貳貫八百十六文 本増

此内 之高辻

貳貫文 宿屋敷

一貫四百卅二文 社領

五百文 定使給

六貫文 夫錢一疋一

貳貫文 人之分ニ引

此外四貫文 同郡代夫

五貫文 百姓堪忍分

拾貳貫文 辻

以上、廿八貫九百卅二文

残而

廿三貫八百八十四文 瀧山

御蔵江可納申辻

此内

拾二貫文 本年貢

拾壹貫八百八十四文 卯増

以上

合貳拾三貫八百八十四文

卯(永祿十)

(如意成就)

九月十七日

志村分

代官

後北条氏の年貢は、「御検地之上」改めて定るとあるごとく検地により定められた貫高(納入基準)によって收取されたが、貫高の設定は従来の荘園制下の貫文年貢と大差なく定めておき、検地による踏出により「卯増」という形で増徴を計っていた。この印判状は増分が本年貢と同じくらいになっている。

(所沢市 北野天神社蔵)

### 七、北条氏邦印判状 (30)

長谷部兵庫助

関口又三郎

関根郷左衛門尉

保津見雅楽助

松本助三郎

以上五騎 馬上

福嶋平三郎

若林総五郎

田畑弥太郎

坂本新三郎

八木源四郎

以上 歩衆

右之衆致足輕走廻候間、彼地不入ニ申付候、横合有之間敷者也、仍如件

(元龜元年)

庚午

(翁邦抱福)

極月十一日

三山 奉之

小前田 衆中

北条氏邦が小前田衆の長谷部兵庫助他四名の馬上衆と、福嶋平三郎他四名の歩衆に対し、小前田の地を不入にし、他人の横合を禁止したもの。文中「足輕」などの語もみえる。

(花園村 長谷部正富氏蔵)

### 八、北条氏邦印判状 (写真) (31)

田中之百姓共方ニ有之、于今郷中へ不罷帰由、一段曲事候、何方ニ踞候共、早々押立三日中ニ可罷帰候、此上不罷帰ニ付而者、致許容候者共、可処重科候者也、仍如件、

(元龜四年)

(翁邦抱福)

酉 三月廿日

長谷部肥前守殿

田中百姓中

広汎な年貢未進と逃散が見られた戦国時代では農民を土地に固定させ年貢増徴を計る事が領主にとって急務であった。

後北条氏も逃散した農民の帰村を強制し農村経営を確固たるものにしよとした。逃散した田中の百姓たちに帰村しない者は処罰する旨伝えその責任を長谷部氏に求めたもの。氏邦の強い姿勢が伺われる。

九、北条氏検地書出 (影写本) (32)

三保谷郷検地書出

貳百六拾六貫八十文 田畠踏立辻

此内

廿三貫八百卅二文 養竹院分

拾九貫五百六十五文 福嶋給田

三貫七百七十文 矢部大炊助給田

十四貫四百文 宮分五ヶ所・寺分九ヶ所

已上六拾壹貫五百七十文

残而

貳百四貫五百十文 御領所

此内、

貳拾貫五百文 公事免

三貫文 堤免

五貫文 代官給

貳貫文 定使給

拾四貫十文 百姓ニ永代御赦免、但戊寅年之増分、五十四貫十文之内、

已上四拾四貫五百十文、

残而、

百六拾貫文 定納、

已上、

右此度糺明事終而相定<sub>レ</sub>、自今以後此掟不可有相違、彼

郷中へ被指置十四貫文、自然於後年如何様之族雖企訴訟、

郷中へ被付置上者、不可有突儀旨、被仰出者也、仍状、如件、

十七町 田荒地、

十町七反 田荒地、

已上、

右之荒地へ致開発者有之者、可申上、可有御褒美、其上  
年記を定、可被仰付者也、

(禄寿忠穩)

天正 六年 戊寅 卯月七日

江 雪 奉之

三保谷代官

道祖土々佐守

百姓中

検地は、後北条氏の領地拡大と共に私領・御領を問わず逐次実施された。記載は、貫高である。これは反当り納入基準で村により差異があるが田一反<sub>二</sub>五百文(一部三百文)畠一反<sub>二</sub>百六十五文を基準とするといわれる。この検地書出しは具体的な年貢計算方法がわかると共に、「永代赦免」など在地土豪への政治的配慮が見られる。

(原本 川島町 道祖土武氏藏)

一〇、北条氏裁許印判状 (33)

今度筈原助八郎私領之百姓中、列致血判、対領主企訴訟候、領主非分之於子細者、公儀江可訴申処、無其儀、一列ニ可取退撥、重科不浅候條、雖可劔頸、此度之取持人申上候誓詞ニも、鈴木勘解由一之筆ニ載候間、彼者ニ懸罪科、舟戸々ハ赦免候、如前、郷中江罷帰、如太田時無相違

可致百姓、横合非分有之者可申上旨被仰出者也、仍如件、

天正七年己卯六月廿日

(禄寿応穩)

評定衆

下野守

康保(花押)

鳩ヶ谷百姓

船戸大学助

後北条氏の訴訟制度は、有力家臣らで「評定衆」が構成され、判決は虎印判状によって伝達された。これは、鳩ヶ谷の百姓が血判をもつて領主と対立したものであるが、判決は血判文の筆頭に名を連ねた鈴木勘解由(かかげゆ)だけ首をはねて、他は前の如く帰村し耕作するよう命じている。こうした百姓中と領主との対決・逃散は、戦国時代に広汎に見られた。

(鳩ヶ谷市 牛込久治氏蔵)

### 一一、北条氏印判状 (34)

出井ヶ嶋荒野之事、辰・巳・午三ヶ年ニ定置候、悉可致開發候、此外本年貢をハ、如近年可致沙汰者也、仍如件、

(天正八年)

庚辰

(禄寿応穩)

奉之

三月十五日

堺和伯耆守

關ヶ井坊

關ヶ井坊あかいまらの寺領出井ヶ島を辰より午年まで三ヶ年の間荒野(年貢免除地)にするから開發するようにと要請したもの。

もちろん従来<sup>従来</sup>の年貢地については、關ヶ井坊の年貢取取を認めている。寺院などの領主側に一定の制限を加えることによって次々と荒地を開發していったさまがうかがえる。

(桶川市 明星院蔵)

### 一二、太田氏房印判状 (35)

去年未歳大普請人足老入、無御用ニ付而不被召仕候、箕田郷堤為水堰被仰付間、来十九日御糞を持、箕田郷へ集、廿日より廿九日まで十日、奉行如申普請可致候、朝者天明者則出、日之入を切而可致之、致遅く罷出者、為鬮如、一日遅参五日可被召仕、是、惣国之法候間、存其旨、各普請不致様ニ、早天より可致之者也、仍如件、

(天正十二年)

(心簡要)

甲申 二月八日

八林道祖土圖書分

百姓中

岩付城主太田氏房が、八林郷の道祖土圖書配下の百姓に対し、箕田郷(現鴻巣市)の堤堰大普請人足として十日間の出役を命じたもの。氏房のこうした人夫徴集も「惣国之法」という、後北条氏領国全体の政策を背景として実現されていた。当時箕田郷付近には荒川が流れていた。

(川島町 道祖土武氏蔵)

### 一三、北条氏邦掟書 (影写本) (36)

掟

- 一 於郷中、あるひ者しち取、或者喧嘩所当堅令停止事、
- 一 人之うりかひ一円致ましく候、若売買いたすに付而者、其郷以触口無相違所申上、可致商売事、
- 一 かりそめにも かけ之勝負、はくちはく多きいたす者有



之者、認目安、於鉢形、秩父門わきニ可立之事、  
付領主非分就申懸者、以目安可申上事、

以上、

右三ヶ條、就妄者、其郷定置連判衆、可処重科者也、仍  
如件、

(天正十四年)

戌 (翁邦抱福)

三月十五日

あら川

持田四郎左衛門

同 源三郎

北条氏邦が、家臣団であり在地の土豪であった持田氏にあつた提書。喧嘩・人身売買・博奕を禁じ違反者がいたら鉢形城下へ目安をもつて申し出るよう命じたものである。戦国大名が民政にも意を用いていたことが判る。又、土豪層をその任にあたらせ、責任を持たせていた。

(原本 花園村 持田英孝氏蔵)

#### 一四、太田氏房印判状 (37)

与野郷周防之堤、其外野相小透之堤、郷中百姓其外給衆相談、百人充之人足を以、五日厳密可為築、若違犯之者有之者可申上、即可処嚴科者也、仍如件、

(天正十五年)

(心簡要)

亥五月廿四日

松浦

奉之

与野郷 百姓中

其外給衆中

小代官大窪

此外申上者

井原

岩付城主太田氏房は、与野郷の百姓・給衆(地侍層)に對して与野郷の「周防之堤」「野相小透之堤」などの築造を命じた。与野郷は現在の与野市から浦和市土合、大久保地区付近であり旧入間川(現荒川)の河川普請役に関する文書として貴重なるものである。

(与野市史編さん室蔵)

#### 一五、北条氏邦印判状 (38)

- 一 小前田永代被下置事、
- 一 諸役不入之事、
- 一 御普請御赦免候事、

以上、

右如斯三ヶ條、相定被下候間、六人之歩之者共も、早く馬求、馬上衆可罷成候、致如何様にも当表を以而五拾俵、御城へ入置ニ付者、弥可爲忠信旨、被仰出者也、仍如件、

元龜二年辛未 (翁邦抱福)

五月十六日

月十六日

三山

奉之

長谷部兵庫助殿

関根郷左衛門殿

関口又三郎殿

保津見内藏佐殿

松本助三郎殿  
八木源四郎殿  
福嶋平三郎殿  
玉田弥太郎殿  
高橋小太郎殿  
若林総五郎殿  
坂本新三郎殿

北条氏邦は長谷部兵庫助以下十一名の在地土豪に対し、(1)小前田の地を永代に宛行、(2)諸役はかけない、(3)普請役は免除するなどの三ヶ条の特典を与え、六名の歩兵に早く馬上衆になるよう命じている。氏邦の在地軍事力増強策の一端をうかがうことができる。なお、この小武士団は小前田衆と呼ばれている。

(花園村 長谷部正富氏蔵)

一六、北条氏邦印判状 (39)

永代法度之事

一 当年改而申出候、いか様ニも兵糧を嗜、自然之籠城つゝ、き候やうニ可致覚悟、当意市町にてかい、其外く仕候儀、かたく法度ニ候、兼而兵糧致支度、寄親之蔵へ入、可預置事、  
一 朝夕も又正月も、一騎合衆ハ、白衣ニ而もくるしからず候、冬ハかみこ木綿こそて可然、夏ハ布かたひら、又ハたふかたひらもくるしからず候、惣別衣裳たくハ候而、つい入儀、無用候事、  
一 一騎合衆何もきうをん三ヶ一の馬を乗へし、たかき馬一匹無用候、只今持候馬を取へきへくるしからず候、

左候とて、馬やせ候事有間敷事、

一 武具へてかいはいたてていたすへし、中間小者迄黒可致事かんようニ候、具足ハ雨風ニ当候てもそんしさるやうニ可致候、はおりも黒木綿可然候、きれ小旗さび鏝法度事、

右法度書へ、陣番普請しけく候間、如此被仰出、朝夕見くるしき為躰くるしからず候、又黄金代物支度之者有之者、おんみつにて可申上、則可令褒美者也、仍如件、

(天正二年)

戊 三月廿日 (翁邦抱福)

逸見与八郎殿

「永代法度之事」と題されたこの文書は、秩父郡皆野地方の土豪逸見氏に与えられた軍法掟である。これによれば、兵糧の貯蓄、着衣の指定、乗馬・武具などこまかなところまで規定されていることがわかる。兵糧は市町で購入せず寄親のところへ預け置くこととか、紙衣と並んで木綿小袖が一般に使われていたことなど興味深いものがある。

(浦和市 逸見正夫氏蔵)

一七、北条氏邦印判状 (40)

荒川衆

鏝馬 もち田四郎さへもん  
鏝 五郎二郎  
鏝 藤衛門  
鏝 又二郎

鐘 かも田五郎さへもん  
鐘 大嶋

以上六人、  
同所之内たゝさハ

鐘馬 もら田主計助

鐘 同 小三郎

鐘 新六

鐘 孫三郎

鐘 与二郎

以上五人、  
合十一人、

一 むねへつ御しやめんの上へ、いつれも大途之御ひくわ  
んたるへく候間、しよとうくよくくたしなミはしり  
めくるへき事、

一 領主ひふんの儀あら者、めやすかき、以嶋村近江守可  
申上事、

一 御はたらきの時者、中村代両茂田如下知、可走廻事、

以上、

右三ヶ條、能く可相守旨、被仰出者也、仍如件、

(天正五年)

丑

五月廿日

(翁那抱福)

奉之  
近江

中村代

両茂田との

同百姓中

鉢形領下の小武士兩荒川衆に出された軍役命令書。この文  
書によれば、荒川衆は馬上衆である茂田(持田)四郎左衛門  
同主計助にひきいられる二グループ合計十一人からなり立っ  
ていた。彼らは楯別錢たてわかれせんを免除され、領主に非分があつたら訴

え出ることでもできた。この軍団の総括責任者は兩持田氏であ  
った。

(花園村 持田英孝氏蔵)

一八、北条氏政印判状 (41)

改定着到之事、

一本 指物、四方竪六尺、横四尺、持手具足皮

笠、金銀之間紋可出、皮笠何も同前、

一本 鐘、二間之中柄、金銀之間相当ニ可推、持手

具足皮笠、

一騎 馬上、具足、甲大立物、金銀何ニ而も可推、

手蓋、已上三人、

右前之着到之内、少々相改定置者也、

一ニ致披見、毛頭無相違可致之候、大途竪

被仰付間、猶以不可致相違候、火急ニ用意、

来廿日を切而出来專一候、仍如件、

(天正九年)

辛巳

七月八日 □ (印文未詳)

道祖土図書助殿

比企郡八林郷(川島町)に勢力をばった土豪道祖土氏に出  
された軍役の定書。道祖土氏は他の文書によれば二十五貫文  
の知行を宛行れていた。この文書はそれに対して指物、鐘持  
が各一人、道祖土図書助自身が馬上で計三人のものを至急に  
用意するよう命じたもの。当時、氏政はすでに氏直に家督を譲  
っており、日付下の印判は氏政の個人用のものである。

(川島町 道祖土武氏蔵)

一九、北条氏邦印判状 (42)

武本 小旗

九本 鎧

九本 鎧馬上三騎之替

壹本 鎧歩侍

以上拾九本鎧

二挺 鉄砲横物

二丁 歩弓横物

三人 手振差物

壹騎 馬上

以上貳拾九人

(中略)

以上三拾七人

以上 五拾八人

合百三拾九人 秩父衆

一此度之參陣ニ候間、壹騎合之者迄差別之外ハ取極メ。

召連可走廻候

一壹騎之衆歟壹挺つゝ、まさかり、なわ宍人ニ而貳ほう

つゝとつらにてもくるしからず、如斯当テ被仰者也、

仍如件

猶以差別之外者一騎合之衆迄、たしなミ注進可申者也

(天正十)

午ノ

二月廿五日

(翁邦挹福)

秩父孫二郎殿

同心衆中

鉢形城主北条氏邦の配下にあつた秩父衆の構成を示す文

書。秩父衆は、孫二郎の本隊八十一人、外嚙衆二十一人、折原衆三十七人、總計百三十九人からなるかなり大規模な土豪集団であつたことがわかる。

(吉田町 彦久保基正氏蔵)

二〇、太田氏房印判状 (影写本) (43)

定

一 於当郷不撰侍凡下、自然当城御用之時、可被召使其名を可記事、

一 此道具、弓鎧鉄放、何成共存分次第、或商人、或細工人之類迄、十五七十を限而、不恐権門可記之、其内手

輕可走廻、年比之者撰出、人数可申上事、

一 此走廻心懸相嚙者をへ、侍ニても凡下ニても可有御褒美事、右、自然之時之御用也、八月晦日を切而、右之道具可

致支度、郷中之請負其人之交名以下ニへ、当月廿日可申上者也、仍如件、

(心簡要)

(天正十五年)

丁亥 八月七日

三保谷之郷

道祖土図書助殿

豊臣秀吉の来攻に備えて、岩付城主太田氏房が三保谷郷に出した徴兵令である。対象とされたのは十五〜七十才までのもので、弓、鎧、鉄砲などのありあわせの武器をもち、岩付城の危急の際にはいつでもかけつけられるよう名簿が作成さ

れた。同趣旨の徴兵令は虎印判状でも出されている。兵農未分離時代の郷村の性格をよく示す。

(原本 川島町 道祖土武氏蔵)

## 二一、北条氏邦感状 (44)

去四日於沼田<sup>(敵カ)</sup>一人討捕候、誠感悦候、弥可励戦功者也、仍如件、

天正十六年 戊子

九月十一日

氏邦(花押)

北爪新八郎殿

鉢形城主氏邦が、上州沼田での北爪新八郎の戦功を賞した  
もの。この頃から氏邦は、さかんに上野方面への勢力の拡大  
を画策していた。北爪氏は女淵衆といわれる上野国の有力在  
地主豪集団の一員であった。

(熊谷市 北爪正氏蔵)

## 二二、北条氏印判状 (45)

女淵五郷檢地之上、給田可被下旨、被仰出者也、仍如件、

(天正十七年)

己丑

八月五日

(禄寿応穩)

塀和伯耆守

奉之

笠原越前守

北爪新八郎殿

北爪新八郎に対して、上野国勢多郡女淵郷で、給田を与え  
ることを約束した文書。このような文書の様式を奉書式印判  
状といひ後北条氏の奉行人である塀和伯耆守と笠原越前守と  
が、当主氏直の意をうけてこの文書を発給したことがわか  
る。

(熊谷市 北爪正氏蔵)

## 二三、北条氏印判状 (46)

女淵之郷之内、

拾貫文 友成之内、

五貫文 深津之内、

五貫文 苗ヶ嶋之内、

以上式拾貫文、

此内壹貫五百文、此度之増、

右爲給田出置候、陣役嚴密ニ可勤之、猶隨走廻、可被重

恩賞旨、被仰出者也、仍如件、

(天正十七年)

己丑

十二月十四日

(禄寿応穩)

笠原越前守

奉之

北爪新八郎殿

檢地のうえ女淵郷で二十貫文の田地が、北爪新八郎に与え  
られた。この土地は、後北条氏の貫高制で一反 $\parallel$ 五百文とい  
う原則からすると一町歩ほどになる。年号は干支から天正十  
七年であることがわかる。

(熊谷市 北爪正氏蔵)

二四、北条氏禁制 (79)

禁制

- 一 喧嘩口論之事、
  - 一 買狼藉之事、
  - 一 郷質国質取事、
- 右於武州北野之神事、此旨堅停止<sub>レ</sub>、若於違犯輩者、速可処罪科状、如件、

(弘治元年)

乙卯 (禄寿応穩)

四月三日

北野天神社の祭礼の時に<sub>レ</sub>出された禁制。内容は、市に出されるものと類似しており、祭礼の場が、一方では商業活動の場でもあったことを推測させる。「郷質国質」とは特定商人の債務関係を拡大解釈し、同郷・同国の商人から債務を取立てることをさす。

(所沢市 北野天神社蔵)

二五、北条氏印判状 (80)

江戸御娘人祈念之由候間、寺内棟別之事令赦免候、惣而横合非分之儀有之者、小田原へ令参府、可捧目安者也、仍状、如件、

(禄寿応穩)

元龜三年 閏正月五日 奉之  
 笠原藤左衛門尉

関伽井坊

関伽井坊に寺内棟別錢免除の特典を与え、もしそれに背く者があつたらさつそく小田原へ訴え出るよう命じたもの。関伽井坊は修験であつたが、近世にはいと新義真言宗無量寺となり、天正十九年、伊奈忠次がここに陣屋をおいたので、住職は現在の明星院の地に移つた。

(桶川市 明星院蔵)

二六、北条氏印判状 (81)

- 一 虎之御印判無之而竹木剪取事、
- 一 神領不可有異儀、并諸役者可爲如先規證文、若違犯之族有之者、爲先證文可捧目安事、

以上、

右定所、如件、

(禄寿応穩)

元龜三年十月廿一日

奉之  
海保入道

三室

女躰宮神主

氷川女体神社の神領の保護を命じた虎印判状。後北条氏は界内に勢力を拡大するにしが、つぎつぎと有力社寺の保護をはかり、より安定した支配体制を確立しようとした。

(浦和市 氷川女体神社蔵)

二七、北条氏裁許印判状 (82)

内田新二郎捧目安ニ付而、関伽井坊以相目安遂礼明了、

然而小室闕伽井坊寺領之事、太田道也證文明鏡也、他人之禱一切不可有之、自今以後横合非分有之者、以目安訴可申旨、依仰、状如件、

天正二年甲戌 九月十日

評定衆 四郎左衛門尉  
康定(花押)

闕伽井坊

内田新二郎という人が修験闕伽井坊の寺領について訴訟をおこし、それに対して後北条氏が裁決を下したものの。その結果は、従来の太田道也(氏資)の証文の効力が認められ闕伽井坊の寺領が再確認された。こうした形式の文書を裁許印判状という。

(桶川市 明星院所蔵)

## 二八、北条氏政判物 (83)

東上州年行事職之事、聖護院御門跡可被相任御證文條、已十儀有間敷候、仍状如件、

天正八年 庚辰

正月十九日

不動院

氏政(花押)

幸手不動院に対し、東上州における年行事職を、聖護院門跡の御教書の旨に任せて認めたもの。年行事職とは一定地域の修験者を統括、支配する権利である。不動院は武蔵国における最有力の本山派修験であった。

(埼玉県立文書館蔵 金子慶明氏寄贈)

## 二九、太田氏房寄進状 (84)

飯塚法華寺領拾貫文、春首座出候、寺内彼是可致輝麗由、手堅可申届者也、仍如件、

天正十四丙戌 (心簡要)

十一月廿九日

伊達与兵衛

春首座

太田氏房が法華寺へ十貫文の土地を寄進するので寺内をきれにしておくよう命じたもの。宛名の春首座は当寺第五世怡山禅悦前堂であろう。日付の下に署名した伊達与兵衛は岩付城の重臣である。

(岩槻市 法華寺蔵)

## 三〇、太田氏房判物 (85)

道也任證文、諸公事免許、并門前棟別諸公事諸勧進、令停止者也、仍如件

天正十五年 亥 十月十五日

氏房(花押)

内野 清河寺

太田氏房は道也(前岩付城主太田氏資)の証文のとおり、清河寺の諸公事(諸負担)を免除し、門前の棟別銭等も取立てない旨約束した。城主がかわっても、有力寺院は手厚い保護をうけた。

(大宮市 清河寺蔵)

三一、北条氏邦印判状 (写真) (86)

秩父郡年行事之義候間、於向後山伏中無悪事出来様、可有御差引候、又自郡中山伏欠落、何方ニ候共、可有御返候、何分ニも任置候間、御懇切尤候、若又無届之儀候ハズ、急度可承者也、仍如件

(天正十七年)

(翁邦抱極)

己丑

卯月五日

黒沢 奉之

山本坊

北条氏邦は、秩父郡の年行事山本坊に対し郡中山伏の統括を命じた。これによれば、もし配下の山伏が欠落(逃亡)するようなことがあったら、どこにても召返すことが許されている。百姓に対する人返し令が山伏にも適用され年行事がその任にあたっていたことが知られる。

三二、北条氏邦印判状 (97)

綿役之事、

一ハ 間々田十郎太郎

一ハ 同式部

一ハ 大夫

一ハ 若林

以上、

右於三沢甘實文地、從御本城被成御扶持候処、相違之由申上候、然者、知行之内ニ而被爲買候公方綿、四抱一廻御赦免候、弥々可走廻旨、被仰出者也、仍如件、

永禄七年 (印文未詳)

六月十八日

三山 奉之

齋藤八右衛門殿

現在確認されている北条氏邦文書のうち最古のもの。文意は齋藤八右衛門が知行地のことについて異議を申し出たため、知行地内で買集める「公方綿」の一部を免除する、というものである。「公方綿」の性格は未詳だが、公方とは小田原城主をさすので、当地方が領国内でも有力な綿の産地であったことがうかがえる。

(秩父市 齋藤古寿氏蔵)

三三、北条氏邦印判状 (99)

久長之内天徳寺從門前出船役、沓艘之分令免許者也、仍如件、

(永禄八年)

丑

正月 七日

(印文未詳)

三山五郎兵衛 奉之

用土新六郎殿

天徳寺の門前に課されていた「船役」(紙船役といわれ紙漉を業とするものが負担した)のうち一艘分を免除する旨命じたもの。これにより当時秩父地方では徴税の対象となる程度に紙漉業がおこなわれていたことが知られる。

(吉田町 天徳寺蔵)



三四、北条氏照印判状(98)

書出

右、拾貳間之棟別錢并拾貳間事、諸不入ニ被仰付候、年中廿丁宛如何ニも鍛候て鑄を打、進上可申候、猶間之御用者、以御印判、公物を被下可被仰付之旨、被仰出者也、仍状、如件

(永祿八年)

(如意成就)

丑

卯月廿八日

近藤奉之

柏原鍛冶

新居新左衛門尉殿

鍛冶、鋳物師などの職人衆は、重要な軍需産業として後北条氏の支配の中にくり込まれていた。この文書は、北条氏照が柏原地方の鑄鍛冶に対して棟別錢と棟役を免除し、そのかわりに毎年二十丁の鑄を上納することを命じたものである。職人一人につき鑄二丁としている例があるので、柏原の場合、十人の鑄鍛冶がいたものと思われる。

(入間市 新井巳代二氏藏)

三五、北条氏邦印判状 (100)

炭焼等諸役并 関津新木口、何も令免許候、若非分之儀申懸者有之者、則可申上者也、仍如件、

(永祿十一年)

戊辰

十二月六日

(印文未詳)

三山

奉

定峯谷

炭焼中

触口

齋藤八右衛門尉殿

北条氏邦は、秩父の定峯谷の炭焼に対して棟別錢や棟別の普請役などの諸役および商品の流通にかかわる関錢などを免除し、彼らを保護しようとした。同家所藏の関連文書によれば、当地方には二十六人の炭焼があり、この特権に対し毎年一人五俵づつ炭を上納していた。炭は鍛冶用にも使われた重要物産であった。

(秩父市 齋藤古寿氏藏)

三六、北条氏邦印判状 (101)

御赦免條々

一把

綿

半分

漆

三艘

舟役

五人

人足

以上

二月廿七日石間谷江敵動候処ニ各々へ出逢、盡粉骨、随高名候処御感ニ被思食候、彼爲褒美、右役長令免許候、弥有勇可走廻者也、仍如件、

元龜二年辛未

(翁邦抱福)

卯月七日

三山

奉之

高岸対馬守との

高岸対馬守は、武田信玄の秩父侵入に対し戦功をあげたので、綿、漆、舟役（紙漉）、人足役などが免除された。この文書により、間接的ながら、これらの特産品が当地方で産出されたことがわかる。

（吉田町 高岸五郎氏蔵）

三七、上田長則印判状 (102)

番匠大工、自今以後者、正木次郎左衛門与可名乗也

已上

天正六年戊寅

極月 日

（長則）

正木

松山城主上田長則が、番匠（都幾川村の字名）の大工に正木次郎左衛門と名乗ることを命じたもの。番匠の地は古代以来の天台宗の名刹慈光寺付近にあり、彼ら宮大工が戦国大名領國制の中に組織されていく過程を如実に示す文書である。

（都幾川村 正木益一氏蔵）

三八、北条氏照印判状 (103)

御書出

右先年棟別依御用捨、一年鑑卅丁宛

打而上可申旨、以御印判被定置候処、九年末

進候、今般御改之上、雖可被遂御成敗、一廻御用

捨、然者未進式百七十丁之所、半分者御

赦免、残之百卅五丁、今来年二霜月十

日を切而打立進納可申、如毎年横地二可相

渡、当役如此被仰付上、別二国役之走廻

有之間敷候、但大途惣国並之御用敷、無所

據御用有之時者、供物を以可被仰付、此

上就無沙汰者、可被遂御成敗旨、被仰出者也、

仍如件、

（印文末詳）奉

天正七年己卯六月六日

由木左衛門尉

荒井新左衛門

同 半四郎

同 九郎左衛門

同 郷右衛門

岡五郎右衛門

豊田

入子

柏原鑑鍛冶は、元龜二年から九年間で鑑二百七十丁を未進していた。そこで氏照はその半額は赦免し、残り半分の百三十五丁を上納することを命じた。農民が年貢未進や逃散で領主権力に対抗したように、職人衆も上納物を未進することによって自らの地位を守ろうとしていたことがわかる。

（入間市 新井巳代二氏蔵）

三九、北条氏邦印判状 (104)

塩荷可押所定事

栗崎・五十子・仁手・今井・宮古嶋・金窪・かなな川境

勝示ニ可取之候、然者、深谷御領分棒沢・沓かけ并あなし・十條きりて、しほ荷おさへ候事、かたく無用候、為其重而申出者也、如件、  
猶以半年者忍御領分にて少も不可致狼藉候、以上、  
(天正八年)

辰  
十二月 朔日  
(翁邦抱福)

長谷部備前守殿

氏邦に属していた長谷部備前守に、栗崎、五十子、仁手、今井、宮古嶋、金窪、神流川の内側の塩荷の取締りをまかせ、それ以外の深谷上杉氏領分、忍の成田氏領分に対しては干渉しないよう命じたもの。生活必需品である塩は、内地地では重要な軍事物資でもあった、鉢形領国の商業統制の一端をうかがうことができる。

(花園村 長谷部正富氏蔵)

四〇、上田長則印判状 (写真) (105)

山之根そのほかのもの、他郷之市へ諸色付出事、くせ子細無是非候、荷物并馬計留候義ハ、大かたの致様ニ候、此上ながら、きふくとめ、猶以もちいすハ、一人も二人も其上も、うちころすへき事くるしからぬよし、被仰出候、仍如件

(天正十年) (長則)

午



八月十六日 岡部越中

本郷宿町人衆へ

追而留候物をハ、先におのくニあつけおかせられ候、以上

松山城主上田長則が城下町に出した荷留令。近在から出された物資を他郷の市へ出すことを禁じ、それを犯したものは打ころしてもかまわないと命じている。城下町に対してとった商業統制の典型的なものである。しかしこうした命令が発されることは逆にいえば、領主の統制をのりこえて商業活動が開展されようとしていたことを暗示するものであろう。

四一、浅野長吉禁制 (106)

禁制 浦和市

- 一 喧嘩口論之事、
  - 一 押売押買狼籍之事、
  - 一 町人諸役、 付、国質郷質之事、
- 右如先々市相立、可商売者也、

天正拾八年七月 日

(浅野長吉)  
彈正少弼(花押)

後北条氏時代の領内各地には六斎市が開かれ、各種の商品流通が行われていた。この文書は後北条氏を倒し関東に入国した秀吉の部将浅野長吉(長政)が出したもので、浦和の市の保護をはかり従来通り商売を行うよう命じたものである。

(埼玉県立文書館蔵 浦和宿本陣文書)

四二、北条氏伝馬手形 (写真) (107)

伝馬参匹可出之、上州之鑄物師ニ被下、可除一里一銭

者也、仍如件

戊  
三月廿日  
(常調)  
併和伯耆守 奉之

自小田原西上州迄

宿中

上州の鑄物師に伝馬三匹の使用を許可したもの。日付のところに捺された印判は「常調」と読まれ、その上に伝馬を象徴する馬の絵が描かれている。

四三、上田憲定印判状 (写真) (117)

今度御世上火急ニ付而ハ、松山ニ致籠城、無ニ可走廻儀、宿中之者何も同意ニ申由、越中申越候、一段祝着ニ候、累年当宿ニあつて進退をおくり候筋目、さりとてハ此度不走廻して不叶候、走廻を心懸候者ハ、小旗或鉄鉋弓鏑、似合ノニ致支度、走廻可為祝着候、致籠城一途走廻者ニハ、いか様之草かり以下成共、帰城之上任望一廉指引、涯分可引立候、此儀少も無疑心走廻肝要ニ候、為其以印判出之候、然ハ如此申出候上、自然他所へ心よせ、可引移あてかい致者あらハ、忽其断申付、後日ニも小田原迄も申上、御分国中を尋召返、堅可及其断候、町人衆わきの者迄も、為心得之如此に候、仍如件

(天正十八)

寅  
(憲定)

三月十一日  
從狩野陣

本郷町人衆

新宿本宿共二

豊臣秀吉の小田原攻めを前にして、上田氏の松山城下では町人衆からも籠城の申し出があった。それをうけた城主憲定は、武器などを充分整えて籠城しよう命じた。決戦を前に緊迫した情況がよく伝えられている文書である。

四四、織田信雄書状 (119)

至岩付表被押寄、端城被乘崩、数多被討捕旨、名譽之至候、併舎弟討死之旨、無是非之次第心底令察候、其元之様子、懇可申越候、謹言、

(天正十八年)

五月廿二日

平岩七之助殿

信雄(花押)

浅野長吉らとともに岩付城攻めにあつた平岩親吉(七之助)へあてた織田信雄の書状。信雄は織田信長の次男である。平岩親吉の戦功をたたえらるとともに、この合戦で命を落した弟康長を悔んだものである。

(埼玉県立文書館蔵)

四五、浅野長吉書状 (120)

以上、

汝等五人之事、如前ノ在所へ令遷住、耕作以下可申付候、若菟角申者於在之者、此方へ可申来候也、

(天正十八年)

六月一日

武州足立郡内鴻巣郷

大嶋大炊助

大嶋大膳助

矢辺新右衛門

矢部 兵部

小川 図書

以上五人遣之

浅野弾正

長吉(花押)

岩付城攻めの中心人物のひとり浅野長吉(長政)が、鴻巣近在の地侍層に帰農を命じたもの。これにより岩付城守備の戦闘力の中には、こうした半農半武士的なものがあったことがわかる。彼らは、家康の入国以後、武装解除され、兵農分離の近世社会が形成されていった。

(北本市 大島隆三氏蔵)

#### 四六、木村一・前田利長連署證状 (121)

其村夫役伝馬之儀、此方無判形候者、一切不可出之候、爲其申遣者也、

木村常陸介

(天正十八年)

六月廿四日

羽柴孫四郎

利長(花押)

二本木

百姓中

八王子城落城の翌日に出された文書。木村一らの許可なしに夫役伝馬を出すことを禁じている。落人共の逃亡を警戒したものであろうか。連署者羽柴(前田)利長は前田利家の息子である。

(入間市 栗原富治氏蔵)

#### 四七、木村一證状 (122)

八王寺ヨリ落人共還任之儀、依忠信各申談、判形可遣候、はしりめぐり何も可引出申者也、

木 常陸介

(天正十八年)

六月廿七日

栗原右馬助殿

参る

一(花押)

天正十八年六月二十三日、北条氏照の居城八王子城は、前田利家らの軍勢によって落城した。この文書は、寄手の武将のひとり木村一が、八王子城の落人の詮議をきびしくするよう二本木の土豪栗原右馬助に命じたものである。

(入間市 栗原富治氏蔵)

#### 四八、豊臣秀吉禁制 (123)

禁制 多東郡足立庄内

鳩井村

一軍勢甲乙人等乱妨狼藉事

一放火事

一 対地下人百姓非分之儀申掛事  
右之條々堅令停止訖、若於違犯輩者、忽可被処嚴科者也、

天正十八年七月 日 ○ (秀吉朱印)

小田原を始め、関東諸城を征圧した豊臣軍が出した禁制。征服地での軍勢の横暴をいましめ、治安の維持をはかろうとしたことがよくうかがえる。同様の禁制は県内各地にみられるが、これは鳩井村(現鳩ヶ谷市)に出されたもの。なお、秀吉のこの印章は「糸印」と呼ばれ、印文は未詳である。

(鳩ヶ谷市 牛込久治氏蔵)

(付記)

- 一、文書の読みについては、『埼玉の中世文書』、『新編武州古文書』(上・下)などに依拠した。
- 二、解説を記すにあたって多数の論文、著書を参照したが、スペースの都合でいちいち明示できなかった。
- 三、用字は、当用漢字を主体とした。

「後北条氏展」出品 文書 解説

昭和五十四年十一月三日

発行 埼玉会館

埼玉県立文書館